

規 則

「千曲市下水道事業受益者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則」をここに
公布する。

令和8年3月25日

千曲市長 小川 修一

千曲市規則第11号

千曲市下水道事業受益者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則

千曲市下水道事業受益者負担に関する条例施行規則（平成15年千曲市規則第127号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（倉科地区農業集落排水施設を使用していた者等に係る特例）

- 6 千曲市農業集落排水施設条例（平成15年千曲市条例第200号）第20条による加入金又は千曲市農業集落排水事業分担金徴収条例（平成15年千曲市条例第201号）の規定に基づく分担金を納付している土地における倉科地区農業集落排水施設の利用者であつて、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定による公示により千曲市下水道条例（平成15年千曲市条例第198号）の規定に基づく公共下水道の受益者となるものについて、千曲市農業集落排水施設条例施行規則（平成15年千曲市規則第128号）及び千曲市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規則（平成15年千曲市規則第129号）の規定に基づいて提出された書類又は交付若しくは通知した書類は、この規則の相当規定によって提出された書類又は交付若しくは通知した書類とみなす。

別表第3中

「

地方公営企業法に基づく企業に属する財産（水道・ガス事業）

」を

「

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）に基づく企業に属する財産（水道・ガス事業）

」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表第3の規定は、公布の日から施行する。